

## ② 社会福祉協議会と福祉教育

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条及び第110条の規定に基づき設置されている民間団体で、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。地域の住民やボランティア、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関の協力を得て、地域の人々が住み慣れたまちで、安心して生活ができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、地域福祉を推進する様々な活動を行っています。本県には、茨城県社会福祉協議会と44すべての市町村に社会福祉協議会があります。

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方といえます。そのため社会福祉協議会は、地域住民を中心に据えて、協働して地域の課題を解決していくことを重視しています。「地域福祉は、福祉教育で始まり、福祉教育で終わる」とも言われており、地域福祉を進めていくために、地域で起きている福祉課題を解決し、それに向き合う学びの場を設けていく福祉教育の推進や支援を行っています。

具体的には、福祉教育のためのプログラムを企画する段階からの相談に応じること、地域の様々な社会資源や人的資源をつなぐコーディネートの機能を発揮して、多様なプログラムの提案をすることなどができます。地域の社会福祉協議会によって異なりますが、車いすやアイマスクなどの貸し出しも可能です。しかし、単なる疑似体験活動については、“若い”や“障がい”に対する負の意識（貧困な福祉観）だけを持ってしまうケースがみられます。

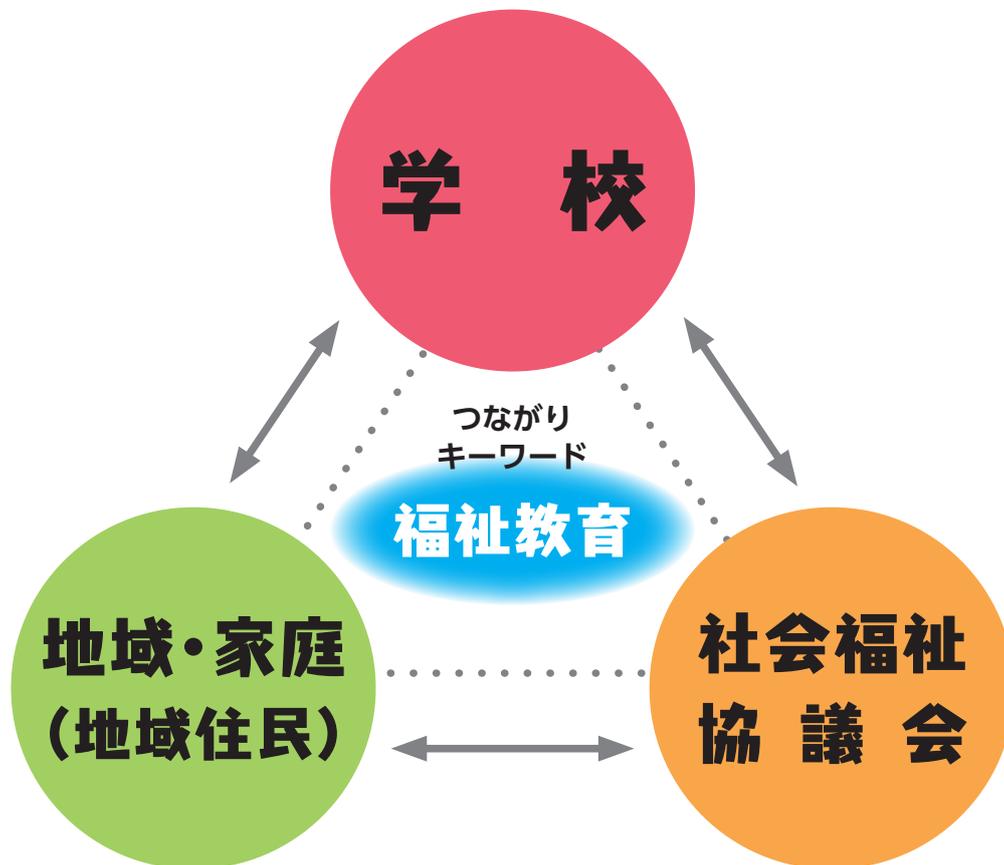
そこで、例えば同じ地域に暮らす障がい当事者をゲストスピーカーとして招き、“障がい”に着目するのではなく、その人の生活を語っていただくような機会を用意したり、そこで感じたことを個人で抱え込まずに参加者間で共有する場を設けたりすることで、自分と相手との“違い”や“接点”を考えていくプログラムを提供することもできます。このほかにも、講演会・講座形式による福祉理解のプログラム、地域の高齢者宅の訪問などの世代間交流、社会福祉施設での現場体験プログラムなど、様々なスタイルが考えられます。いずれにしても、社会福祉協議会は、「何を学ぶか」よりも「どのように学ぶか」を基本に据え、一方的にプログラムを提供するのではなく、福祉教育を推進していきたいと考える方々との協働で進めていくことを大切にしています。

福祉教育は、身の回りの人々や地域との関わりを通して、どのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決するための行動する力を養うことを目的としています。学校で進められる福祉教育では、多様な生き方に触れ、命の大切さや思いやり、相手を理解しようとする豊かな心、ともに生きる力をしっかりと育めるように社会福祉協議会が支援いたします。

## 《福祉教育をすすめていくために共有したい役割》

子どもたちの置かれている環境は厳しさを増し、教育関係者が多忙を極めているなか、今まで以上に相互の理解を深め、子どもたちの健やかな育ちを地域全体で支えていくことが必要です。福祉教育を行っていくために、学校・地域・社協が、それぞれ「できること」は何かを自覚し、さらにお互いの「できること」を知ることが必要です。

- 子どもたちへの働きかけ
- 保護者への働きかけ
- 地域の人を学校に受け入れる場づくり
- 学校から地域に出ていく場づくり
- 教職員自身の研修の場の設定 学校・地域



- 地域の資源（人・もの）を増やす
- 学校行事への協力
- 多くの地域住民の地域活動参画推進
- 学校の取組を受け入れる意識づくり

- 発展的で多様な福祉教育プログラムの企画
  - 【例】問題解決のためのプログラム
  - 地域に還元するためのプログラム
  - 地域の人が協働参画するためのプログラム
- 福祉教育サポーターの育成
- コーディネート（つなぎ役を果たす）
- 広報活動
- プラットフォームの提供